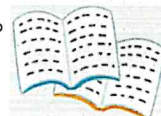


生産性向上特別措置法に係る先端設備等導入計画について

東浦町商工振興課作成

制度の目的

経済産業省中小企業庁の調査によると、中小企業の業況は回復傾向となっていますが、労働生産性は伸び悩んでおり、大企業との差も拡大傾向にあります。今後、少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等厳しい事業環境を乗り越えるため、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新し、事業者自身が労働生産性の飛躍的な向上を図ることを目的としています。



制度の概要

東浦町では、「生産性向上特別措置法」に基づき、東浦町内に事業所を有する中小企業者が労働生産性を一定以上向上させるため策定する先端設備等導入計画を審査し、本町の導入促進基本計画に合致する場合に認定を行います。認定を受けられた中小企業者は、固定資産税の特例措置(※)等の支援を受けることが可能となります。

※当該認定を受けて新たに行った生産性向上に資する設備投資にかかる償却資産のうち、一定の要件を満たしたものについては、3年間固定資産税がゼロとなります。

中小企業等経営強化法第2条1項に定める中小企業者とは？

業種分類	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ゴム製品製造業(※)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

※自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く

先端設備等導入計画(事業者作成)の主な要件とは？

計画期間	計画認定から3年、4年又は5年の期間で目標を達成する計画であること。
労働生産性の向上	計画期間において、基準年度(直近事業年度末)比で労働生産性が年平均3%以上向上すること。 ○労働生産性の計算式 (営業利益+人件費+減価償却費) 労働投入量(労働者数又は労働者数×1人当たり年間終業時間)
先端設備等の種類	労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される設備であること。 【減価償却資産の種類】 機械装置、器具備品、測定工具及び検査工具、建物付属設備、ソフトウェア

※固定資産税特例措置については裏面をご覧ください。

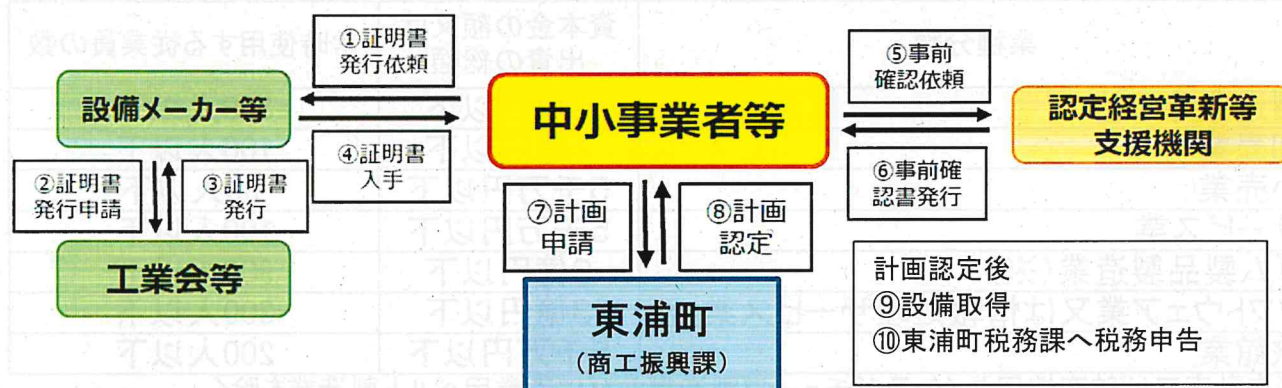
固定資産税の特例について

先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業のうち、以下の要件を満たした場合、地方税法において、固定資産税の特例を受けることができます。

対象者	資本金1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者(大企業の子会社を除く)
対象設備	生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記の設備 【減価償却資産の種類(最低取得価格・販売開始時期)】 ◆機械装置(160万円以上・10年以内) ◆測定工具及び検査工具(30万円以上・5年以内) ◆器具備品(30万円以上・6年以内) ◆建物附属設備※1(60万円以上・14年以内) ※1家屋と一体となって効用を果たすものを除く
その他要件	生産、販売活動等の用に直接供されるものであること。 中古資産でないこと。
特例措置	固定資産税の課税標準を3年間ゼロとする。



スキーム図



<工業会の確認内容>

所定の期間内に販売が開始されたモデルであること。
生産性向上(年平均1%以上)の要件を満たしていることの確認をします。(同メーカーにおける旧モデルとの比較とし、使用する指標は工業会の判断になります。)

<経営革新等支援機関の確認内容>

先端設備等導入計画記載の直接当該事業の用に供する設備の導入によって労働生産性が年平均3%以上向上するかについて確認します。

●先端設備等導入計画の作成、固定資産税の特例措置についてや必要書類等、町ホームページにアップしていますのでそちらもご確認ください。また、ご不明な点等がございましたら、下記問合せ先にお問い合わせください。

問合せ先 知多郡東浦町大字石浜字岐路28-2
東浦町商工振興課(勤労福祉会館内)
電話番号 0562-83-6118